

きほく通信

第75号
2019年
2月10日
発行

難病
患者家族会
きほく

日本精武会が署名と募金



平成もいよいよ最後の年となり、早や2月に入りました。皆さまには体調いかがでした。どうか、お伺い申し上げます。

毎年当会の活動に深いご理解とご協力を頂いてますことに感謝申し上げます。

2月末にとりまとめた上で5月末の国会閉幕前に合わせて請願させて頂きます。ありがとうございます。

ちなみに今更ながらではありますが、国会請願について説明します。

■国会請願ってなに？

国会請願は、国民が国政に対する要望を直接国会に届けることのできる方法のひとつで、国民の権利として保障されています。

■どうやって提出するの？

請願署名を国会へ提出するには紹介議員が必要で

す。衆議院と参議院に提出されます。紹介議員が多いほど私たちの要望を多くの国会議員に知ってもらえますし、署名数が多いほど多くの国民が関心を持っていることを表します。

■採択されるとどうなるの？

JPAの請願は過去3年連続で、衆議院、参議院で全会一致採択されました。各院で採択されると、請願は内閣総理大臣へ送られます。

請願項目全てがすぐに実現するわけではありませんが「請願の事項を所管する官公署は、誠実に受理し処理しなければならぬ」となっていて無視できません。

■請願項目は毎年同じ？

「毎年同じような請願項目ってことは、採択されても意味がないってことじゃない？」と思われる方がいるかもしれません。

請願項目では大きな流れ、課題を書いており、細かい課題は年に数回の厚生労働大臣への要望書で改善を求めています。

■請願と要望書の関係は？

要望書を提出する際に「請願が採択された」事実が力を発揮します。官庁も請願項目に関連する要望はむげに扱うことができます。請願と要望書をあわせて、患者の願いを実現する道のりです。

■募金は何に使われるの？

【会長】神森 和子
紀の川市中三谷
【相談室】0736(75)4413
【事務局】〒6496612 紀の川市北涌371
森田方 0736(75)4413

難病・長期慢性疾患・小児慢性疾患対策の推進を求める請願書

再度のおねがい

国会請願署名募金の締め切りが近づいて参りました。署名は2019年2月末締め切りで、事務局（右枠内住所）まで返送をお願いします。

なお、すでに募金いただいている方もおられますが、請願項目を実現させるための国会活動への募金に改めてご協力お願いいたします。

（すでに送っていただいている方には感謝です）

郵便振替番号「00910-6-141327」

名義 「那賀地方患者家族会きほく」

集まった募金は、紹介議員に署名を提出する国会内の集会へ参加する交通費等に使われます。JPAでは署名用紙の印刷代や送料等に使われます。

皆さんの善意で集められた募金は、請願を国会へ届けるために、大切に使用させていただきます。

皆さんが集めて下さる一筆一筆が土台にあつてこそ、日々発生してくる諸問題の解決がすすみます。

私たちの生活に適した法律に、そして困っていることが解消される制度にしていくために、引き続きご協力よろしくお願いいたします。